



【障がい者スポーツ(ボッチャ)体験教室の様子】  
(岩美西小学校6年生)

ボッチャは、障がい者、とりわけ脳性麻痺などにより運動能力に障がいがある競技者向けに考案された障がい者スポーツの一つで、そのルールが氷上で行われるカーリングと似ているところから「地上のカーリング」、または「床の上のカーリング」とも呼称されています。

## ～一人ひとりの人権が尊重され、誇りを持って生きられる、 差別と偏見のない社会を目指して～

### 【特集1】同和問題

- |                           |       |
|---------------------------|-------|
| ・同和問題の現在の特徴               | P.2～3 |
| ・無自覚な差別 — マイクロアグレッション —   | P.4～5 |
| ・誰が「差別があり続ける社会」を維持しているのか? | P.6   |

### 性的マイノリティの人権

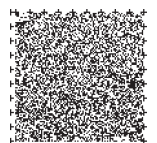
- |                              |     |
|------------------------------|-----|
| ・多様な性を理解し行動するための職員ハンドブックについて | P.7 |
|------------------------------|-----|

### 【特集2】新型コロナウイルス感染症に関連する人権問題

- |                               |       |
|-------------------------------|-------|
| ・「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう!」について    | P.8～9 |
| ・新型コロナウイルス感染症を県民一丸となって克服するために | P.10  |
| ・人権相談窓口について                   | P.11  |
| ・人権トピックス                      | P.12  |

※SPコード

SPコードとは、文字情報をコード化したもの。読取装置によって文字情報が音声で読み上げられます。



# 部落差別を容認、温存、助長、拡大させない 私であるために



2020年1月発行  
頒価 200円

平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律の第1条（目的）には、『現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている』と明記されています。

しかし、「もう部落差別はない」「自分は部落差別などしていない」と言う人は少なくありません。

（公社）鳥取県人権文化センターが作成、発行した人権学習資料37『今後の部落問題学習をどう展開するか』をもとに考えてみましょう。

## 同和問題の現在の特徴

### 1. インターネット上の部落差別

現在、インターネットを悪用した部落差別が大きな問題になっています。

#### 部落差別の拡散

同和地区に関する悪質なデマや同和地区出身者への誹謗・中傷等、偏見や差別意識を増幅させるような情報が溢れている。

#### 身元調査に悪用

同和地区の住所を特定したり、同和地区出身者等の個人情報を「あばく」「さらす」行為が横行している。

#### 軽率、冗談半分

同和地区の人に向けてるのではなく、単に気に入らない他者を貶めるために歴史的に非常に重い意味を持つ「賤称語」が気軽に使われている。

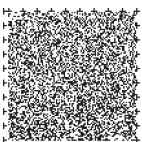


鳥取県人権文化センター  
啓発キャラクター **とり助**

デマや差別を助長するような情報を鵜呑みにしてしまうと、差別意識を増幅させ、さらには自らが差別的な情報を発信したり、部落差別を拡大させてしまうことも考えられるね。

ネット社会では、「受信者」として情報を適切に収集、判断できる力と、「発信者」として情報を適切に創造、発信出来る力、つまり**情報リテラシー**を身につけることが重要だよ！

鳥取県人権文化センター  
啓発キャラクター **ふらっちょー**



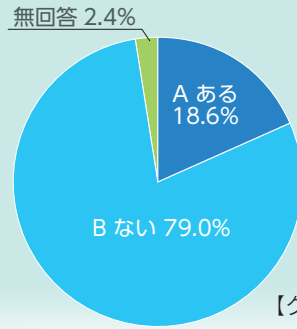


## 2. 差別は身近なところで起こっている。しかし…

【グラフ1～3】は、鳥取県が平成26年に実施した『鳥取県人権意識調査※』の  
[問12-①、②、③]の結果です。②、③は、①で「ある」と回答した人に聞いています。

[問12-①]

あなたは、過去5年間で同和地区の人々に対する差別的な発言や行動を直接見聞きしたことがありますか。  
(○は1つだけ)



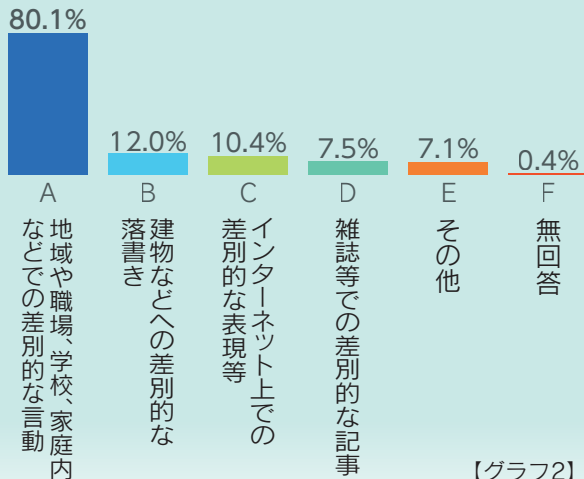
【グラフ1】

「ない」の中には、「差別に気づいていない」人も含まれているんじゃない？



[問12-②]

その見聞きした差別的な発言や行動は、次のうちどれですか。(○はいくつでも)

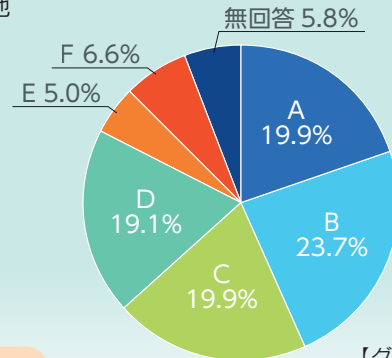


【グラフ2】

[問12-③]

その時、あなたはどうしましたか。  
(○は1つだけ)

- A 差別に気づき、間違っていることを説明した。
- B 差別に気づき、間違いを説明したかったが、できなかった。
- C 差別に気づいたが、どこに対して言えばいいのかわからなかったため、何もできなかった。
- D 差別に気づいたが、当人の問題であると思い、そのままにした。
- E その時は差別と認識せず、見過ごした。
- F その他



【グラフ3】

つまり「身近な人間関係」の中で差別的な言動を見聞きした人が約8割。

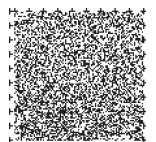
「B できなかった」「C 何もできなかった」「D そのままにした」、合計すると約62%。目の前で起こった部落差別に対して、6割以上が結果的に「何もしていない」ことになるね。

※鳥取県内在住 16才以上 3,000人対象 (調査客体数 2,972人)  
有効回答数 1,298人

身近な人間関係の中で、差別に気づいていながら「何もしない」「何もできない」のは、どのような場合や状況が考えられるかな？

相手が家族なら？隣近所の人なら？職場の先輩や同僚なら？友人や仲間、恋人なら？もしかしたら、「人間関係に悪影響があるかもしれない」「不利益を被りたくない」といった不安や恐れがよぎるのかもしれないね。

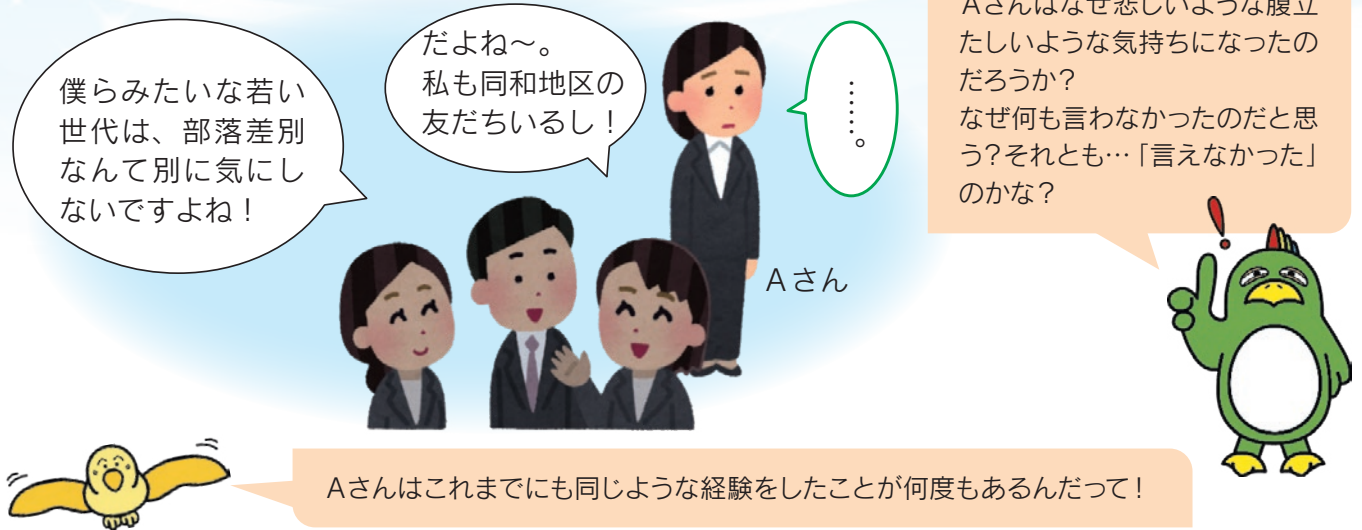
でも、差別に気づいていながら何もしないのは、目の前の差別を「**なかったこと**」にしてしまっているんじゃない？



# 無自覚な差別 –マイクロアグレッション–

## 【事例】 同和地区出身のAさんの事例をもとに考えてみましょう。

Aさんが働く会社で、同和問題をテーマにした人権研修がありました。研修後、先輩と同僚の会話を偶然聞いてしまったAさんは、悲しいような腹立たしいような気持ちになりました。Aさんは職場の人に同和地区出身であることを話していません。Aさんは彼らの発言に心を痛めながらも、黙ってやり過ごしました。



**高校の人権学習の前、クラスメイトの会話**

午後の授業、部落差別だって。ダルイよな～。

寝るかも。

**外出先で、偶然近くにいた人から聞こえてきた会話**

▲▲ (同和地区の地名) の人は言い方がキツイよね。

**学生時代、同和地区出身であることを思い切って友人に打ち明けた時**

どこに生まれたとか関係ないよ！

みんな同じ人間だよ～

気がしなうよ

**職場の人権研修での若い職員の発言**

どこが“そういう”地域とか、だれが“そういう”人とか、僕、全然知らないんで。

差別しようがないでしょ。

「よかれ」と思って  
言ってくれてるんだよね

居心地悪い…

考え過ぎ？

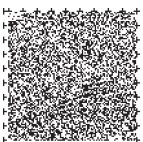
モヤモヤ  
もしかしたら…



これって差別？

悪気はないんだろうけど…

言った方がいい？  
やり過ごすべき？





Aさんは、あからさまな差別発言をされたわけじゃないよね。中には「部落差別を気にしない」「どこに生まれたとか関係ない」といった、Aさんが安心するような言葉もあったんじゃない？Aさんは何に“チクチク”“モヤモヤ”しているんだろう？



Aさんを“チクチク”“モヤモヤ”させるもの。Aさんを黙らせるもの。その正体は…

## マイクロアグレッション = “ささいな” “見えにくい” 攻撃

発する側には相手を傷つけたり差別したりする意図はないものの、社会的マイノリティ（少数派）に対する無知や存在の無視、偏見や差別意識が伝わる言動のことをマイクロアグレッションといいます。

この言葉は1970年代にアメリカの精神科医ピアースによって作られました。その後、人種主義や偏見に関する研究が蓄積されていく中で、コロンビア大学のD.W. スー教授がありがちなパターンを整理しました。現在では人種差別に限らず、性差別、外国人差別、障がい者差別等についてもマイクロアグレッションは注目されています。

ダルイ 同和地区の人は… “そういう” 地域や人

「今ここに同和地区の人はいない」ことを前提にした発言。同和地区の人に対する軽侮や敵意、「どうでもいいこと」「私たちとは“違う人”」「私には関係ないこと」という意識が垣間見える。

関係ないよ 気にしない 友だちいるし

「よく知らないことやわからないことについて考えたくない」「面倒」という気持ちや、「触れない方が無難だろう」「避けたい」「この問題に関わりたくない」という意識が潜んでいる。



自覚も悪気もないかもしれないけど、実は人権問題やマイノリティ（ここでは同和問題や同和地区の人）に対する無理解や偏見があり、相手を個人として尊重する意識や態度に欠けているのかもしれないね。

不特定多数の人からマイクロアグレッションが繰り返されることで、マイノリティが受けるダメージは蓄積されていくんだ。だけど、これを行う人は、たいていの場合、自分の無知や偏見に気づかず「自分は差別しない」と思っているんだ。それに、言われた側の受け止め方も人によって異なるから、被害を訴えるマイノリティがいたら、「過剰反応」「何も言えなくなる」と逆に非難したり、「差別者扱い」されたことへの不快感を露わにしたりして、マイノリティをさらに追い込んでしまうんだよ。



何でもかんでも差別とくっつけようとし過ぎ！

面倒くさいやつって思われる？

嫌われたくない

他の友だちに言うかも

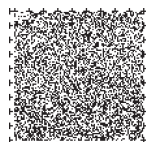
何も言えない…

余計な詮索されるかも

どう言えばいいの？

助けてくれる人いるかな？

僕が差別してるって言いたいんですか？





# 誰が「差別があり続ける社会」を維持しているのか？



人間関係って複雑だよな。身近な人間関係だからこそ、差別に気づいても指摘や説明ができないこともあるし、マイクロアグレッションに傷つく人を「黙らせる」こともあるし。そしてその結果、差別を「なかったこと」にしてしまう。

**部落差別に気づいていながら「何もしない」という選択をすることは、部落差別を容認・温存・助長・さらには拡大していることになるんじゃないかな？**

そうだね。それに、部落差別や様々な差別の問題を、今、現実の問題としてどのように感じているか、つまり「リアリティ（現実味）」は人によって異なるよね。

だから部落差別なんて「知らない」、「私の周りで見ただことも聞いたこともない」、「ここではないどこかの話」、「昔話」。だから「私には関係ない」、「関心がない」、「私に差別意識はない」、「部落差別はもうない」、「騒ぎ立てるからなくなるらない」、そのように思っている人も少なくない。そのような**「無知・無理解・無関心・無関係」が、マイクロアグレッションを引き起こしてしまうんだ。**



差別に気づいていながら何もしない

無知・無理解・無関心・無関係

差別の容認・温存・助長・拡大

マイクロアグレッションを引き起こす

直接差別を  
していなくても

**「差別がある社会」を  
維持することに  
加担している**

悪気がなくても

自覚がなくても



私たちは、部落差別をはじめとする様々な差別や人権侵害が存在する社会で生きています。「差別があり続ける社会」の中で、自分がどのような意識や態度を身につけてしまっているか、自分自身を見つめ、社会の有り様を考えることが大切です。

## 鳥取県人権文化センターからのご案内

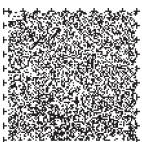
### 対話型で進める人権学習 ふらっとカフェ



鳥取県人権文化センターでは、対話型で進める人権学習、名付けて「ふらっとカフェ」を行っています。少人数で1つのテーマ（問い）についてゆっくりじっくり対話し学びを深めていくスタイルです。

それぞれの語りに耳を傾け、共感したり、疑問を投げかけたり、気づきを得たりしながら対話を重ねていくこと、それは、対話によって生まれる人と人との出会いや出会い直しであり、他者の生き方に触れ、自らを見つめ直すことです。

どうぞお気軽にお問い合わせください。(TEL: 0857-21-1712)



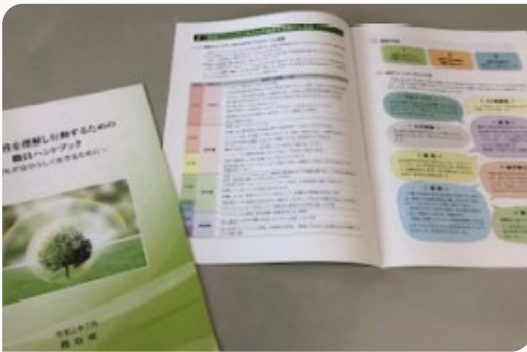
# 性的マイノリティの人権

## 多様な性を理解し行動するための職員ハンドブックについて

近年、ダイバーシティ（多様性）推進の社会情勢から、LGBT等性的マイノリティの人々についての報道や各種取組によって、性的マイノリティについての認知は広がりつつありますが、依然として社会の理解や配慮は乏しく、当事者は偏見や差別により、様々な困難を抱えがちな現状があります。

そこで、鳥取県では、まずは職員が率先して性の多様性について理解を深め、状況に応じた適切な対応ができるよう、また性的マイノリティの当事者である職員が安心して働ける職場づくりを進めるために『多様な性を理解し行動するための職員ハンドブック』を作成しました。（令和2年7月発行）

市町村や民間機関などにも参考にさせていただき、全ての人働きやすく、自分らしく生きることができる社会を目指しましょう。（※鳥取県HP掲載：<https://www.pref.tottori.lg.jp/235803.htm>）



性的マイノリティの方は、身近に「いない」「会ったことがない」と思っている方も多いと思いますが「気づいていないだけ」です。民間調査によると、日本における性的マイノリティの人数は全人口の5～8%程度という結果が出ており、少なくとも20人に1人の割合になります。A B型の人や左利きの人に会う確率と同程度であり、当事者は無理解や差別を恐れて、誰にも伝えることができず、周りもその存在に「気づいていない」＝「いない」ものとされてきたのです。



## 性的マイノリティの人々が直面する様々な困難

性的マイノリティへの偏見・差別・無理解のために、当事者は日常生活において様々な場面で困難を抱えていることがあります。当事者からはこんな声があがっています。当事者の立場になって考えてみましょう。



### <行政サービス>

公的な書類に記載された性別欄と外見の性別が異なるため、何度も聞き直されたり、本人確認ができないという理由で、スムーズな行政サービスが受けられなかった。

### <受付窓口>

戸籍の性別と異なる性別で生活しているので、自分の氏名が大声で呼ばれてしまえば、性別のことが気付かれるのではないかと不安になる。

### <公共施設>

性自認の性別の更衣室やトイレが使いづらい。周囲の目気になり、男女どちらのトイレにも入れない。

### <雇用>

性的指向や性自認に関するいじめ・ハラスメントにより、また差別的な発言の多い環境により、転職を重ねた結果、非正規雇用につかざるを得ず、経済的な困窮に陥った。

### <職場>

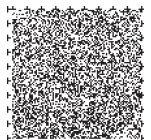
職場では性的指向を伝えていないが、日常会話や会社の飲み会でのいわゆる「ホモネタ」「ホモいじり」が起こるたびにとても辛くなり、この話題が早く過ぎ去らないかと苦痛を感じる。精神的に不安定になり、体調を崩した。

### <DV相談所>

DVの相談をしたが、同性同士なので、保護してもらえなかった。

問合せ先

県総務部人権局人権・同和対策課  
TEL 0857-26-7121 FAX 0857-26-8138



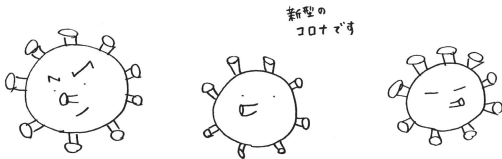
## 新型コロナウイルス啓発ガイド

# 「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！」



### 新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！

～負のスパイラルを断ち切るために～



現在も収束する気配のない新型コロナウイルスですが・・・  
実はこのウイルスが怖いのは、「3つの“感染症”」という顔があることです。

知らず知らずのうちに私たちも影響を受けていることをみなさんはご存知ですか？

日本赤十字社は公式ホームページで、イラスト付きのガイド「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」を公開しています。

新型コロナウイルスがもつ3つの特性を、病気そのものを含め

「3つの顔」と表現し、その感染の連鎖を断ち切るためにどうすれば良いのかをイラスト付きでわかりやすく説明しています。

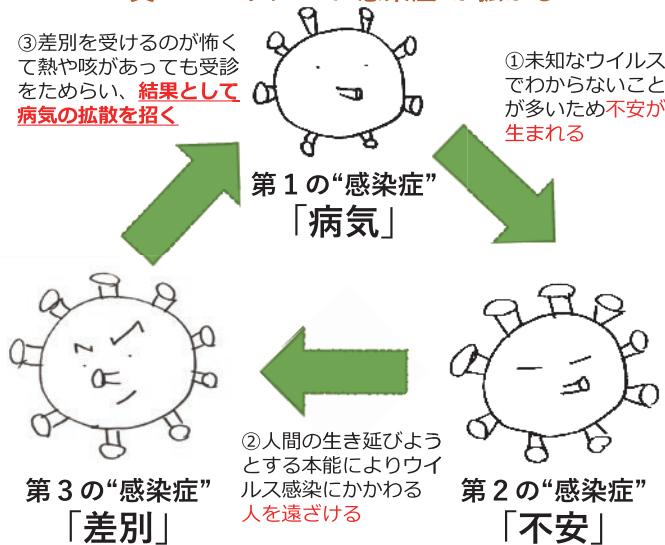
## ▶ 負のスパイラルで“感染症”が拡がる

### 第1の“感染症”は「**病気**」そのもの

このウイルスは、感染者との接触でうつることがわかっています。  
感染すると、風邪症状や重症化して肺炎を引き起こすことがあります。

この“感染症”の怖さは、病気が不安を呼び、不安が差別を生み、差別が更なる病気の拡散につながることであります。

### 負のスパイラルで“感染症”が拡がる



3つの“感染症”は  
どうつながっているの？

### 第3の“感染症”は「**嫌悪・偏見・差別**」

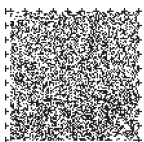
不安や恐れは人間の生き延びようとする本能を刺激します。

そして、ウイルス感染にかかわる人や対象を日常生活から遠ざけたり、差別するなど、人と人との信頼関係や社会のつながりが壊されてしまいます。

### 第2の“感染症”は「**不安と恐れ**」

このウイルスは見えません。ワクチンや薬もまだ開発されていません。わからないことが多いため、私たちは強い不安や恐れを感じ、ふりまわされてしまうことがあります。

それらは私たちの心の中でふくらみ、気づく力・聴く力・自分を支える力を弱め、瞬く間に人から人へ伝染していきます。





# この“感染症”の怖さは、病気が不安を呼び、不安が差別を生み、差別が更なる病気の拡散につながる事です。

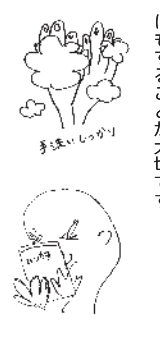
## 《負のスパイラルを断ち切るために》

### ▶ 第1の感染症

**第1の“感染症”を  
ふせぐために**

1人1人が衛生行動を徹底しましょう。


「手洗い」  
「咳エチケット」  
「人混みを避ける」  
など、  
ウイルスに立ち向かうための行動を、  
自分のためだけでなく周りの人のため  
にもすることが大切です。



### ▶ 第2の感染症

**第2の“感染症”に  
ふりまわされないために**


不安や恐れは私たちの  
気づく力  
聴く力  
自分を支える力  
を弱めます。  
不安や恐れは身を守る為に必要な  
感情ですが、私たちから力を奪い、  
冷静な対応ができなくなることも  
あります。



### ▶ 第3の感染症

**第3の“感染症”を  
ふせぐために**


不安を煽ることは病気に対する偏見や  
差別を強めます。  
・「確かな情報」を拡めましょう。  
・差別的な言動に同調しないように  
しましょう。



**第2の“感染症”にふりまわされないために  
気づく力を高める**

まずは自分を見つめてみましょう

- ・立ち止まって一息入れる。  
(深呼吸、お茶を飲む)
- ・今の状況を整理してみる。
- ・自分自身をいろいろな角度から  
観察してみる。  
(考え方、気持ち、ふるまいなど)




**第2の“感染症”にふりまわされないために  
聴く力を高める**

いつもの自分と違う所はありますか？

- ・ウイルスに関する悪い情報ばかりに  
目が向いていませんか？
- ・なにかと感染症に結び付けて考えて  
いませんか？
- ・趣味の時間や親しい人との交流が  
減っていませんか？
- ・生活習慣が乱れていませんか？


普段と変わらず続けられることは  
ありますか？



**第2の“感染症”にふりまわされないために  
自分を支える力を高める**

自分の安全や健康のために必要なことを  
見極めて自ら選択してみましょう

- ・ウイルスに関する情報にさらされる  
のを制限し、距離を置く時間を作る。
- ・いつもの生活習慣やペースを保つ。
- ・心地よい環境を整える。
- ・今自分ができていることを認める。
- ・今の状況だからこそできることに  
取り組んでみる。
- ・安心できる相手とつながる。

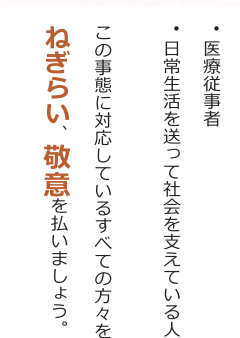


**第3の“感染症”を  
ふせぐために**

みなさんそれぞれの場所で感染を拡大  
しないように頑張っています。

- ・小さな子とものいる家庭
- ・高齢者
- ・治療を受けている人とその家族
- ・自宅待機している人
- ・医療従事者
- ・日常生活を送って社会を支えている人

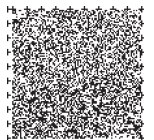
この事態に対応しているすべての方々に  
**ねぎらい、敬意を払いましょう。**



※このガイドの全文は「日本赤十字社」ホームページに掲載されています。

[http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/news/200326\\_006124.html](http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/news/200326_006124.html)

日本赤十字社鳥取県支部では、このガイドを用いた講習の講師を派遣しています。  
詳しくは、同支部ホームページをご覧ください。[0857-22-4466 (平日 8:30 ~ 17:00)]  
までお電話ください。



# 新型コロナウイルス感染症を 県民一丸となって克服するために

新型コロナウイルス感染症に対する不安の解消や誹謗中傷を防ぐため、鳥取県は、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会、鳥取県市長会、鳥取県町村会と連名で、「新型コロナからみんなを守る鳥取県民宣言」を決議しました。(8月8日)

## 新型コロナからみんなを守る鳥取県民宣言

私たちが闘う相手は、新型コロナという「ウイルス」であって、「人間」ではありません。

私たち鳥取県民には、お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会を実現する責務があります。

ひとりも取り残されず、誰もが安心して医療を受けられる地域環境を整え、みんな人間として、命も健康も、そして平穏な暮らしも、鳥取県民の優しい心と強い絆で守り抜きます。

- 患者・家族など新型コロナウイルスと闘う方々に対する 差別的扱いや誹謗中傷は、絶対に許しません!
- 医療従事者をはじめ、新型コロナ治療や社会機能維持のため頑張る方々に感謝し、応援します!
- 県外ナンバーなど県外から来られる方々を非難したり、傷つける行為をせず、お互いに尊重し合います!

また、「鳥取県新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例」を制定し、患者への誹謗中傷を抑止する項目を盛り込み、県として取り組む基本を定めました。

## 鳥取県新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例

(人権尊重関連条文のみ抜粋)

第10条 県民、事業者、県及び市町村は、新型コロナウイルス感染症の患者(患者であった者を含む。以下同じ。)及びその家族並びに医療機関に勤務する者をはじめとする新型コロナウイルス感染症の治療、対応等に携わる者を応援するなど、相互に連携を図りながら協力し、一丸となって新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図るものとする。

2 何人も、新型コロナウイルス感染症に感染したこと又は感染したおそれがあること、新型コロナウイルス感染症の感染を防止するための対策を適切に講じていないおそれがあること等を理由として、インターネット等を通じた誹謗中傷、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える言動又は不当な差別的取扱いをしてはならない。

3 何人も、新型コロナウイルス感染症に感染したこと又は感染したおそれがあること等を理由として、新型コロナウイルス感染症の患者及びその家族のプライバシーを侵害してはならない。

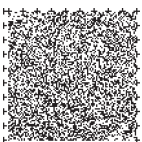
4 県は、第2項に規定する誹謗中傷、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える言動若しくは不当な差別的取扱い又は前項に規定するプライバシーの侵害(以下この項において「誹謗中傷等」という。)が行われないようにするため、予算の範囲内で、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の普及啓発及び誹謗中傷等を被った者に対する支援その他必要な措置を講ずるものとする。

鳥取県では、新型コロナウイルスに関する不当な差別的扱いや誹謗中傷、いじめなどに対応する人権相談窓口を設置しています(11ページ参照)。相談内容によっては、弁護士や警察、法務局とも連携しながら、迅速な問題解決に取り組みます。相談は無料、また相談者の秘密は固く守ります。安心してご相談ください。



問合せ先

県総務部人権局人権・同和対策課  
TEL 0857-26-7583 FAX 0857-26-8138



# 人権に関する

新型  
コロナ

誹謗  
中傷

いじめ

セクハラ

## 相談例

# お悩みをご相談ください

- ・インターネット上に新型コロナウイルス感染者に対する厳しい誹謗中傷が書き込まれた。
- ・障がいがあること、外国人であることや疾病などを理由に、公共交通機関やホテル、旅館、施設の利用を拒否された。
- ・家族や知人が勝手に認知症のある親のお金を使っている。
- ・出身地や結婚など、能力、適性以外の理由で会社から解雇された。
- ・職場でパワハラを受けている。
- ・子どもがいじめられているようだ。



## 人権相談窓口

◆ 県庁人権局 (本庁舎5F)	相談専用ダイヤル	TEL 0857-26-7677 FAX 0857-26-8138
◆ 中部総合事務所地域振興局 (1F)	〃	TEL 0858-23-3270 FAX 0858-23-3425
◆ 西部総合事務所地域振興局 (1F)	〃	TEL 0859-31-9649 FAX 0859-31-9639

※ファクシミリは個人情報取扱の観点から、ご相談の予約のみの受付とします。

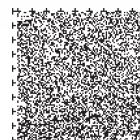
## 相談方法

- ◆ 電話相談 電話で相談員が対応します。
- ◆ 面接相談 予約制です。事前に電話・ファクシミリでご連絡ください。
- ◆ 電子メール相談 [jinkensoudan@pref.tottori.lg.jp](mailto:jinkensoudan@pref.tottori.lg.jp)  
※電子メールでの相談の場合、相談を受けてからお答えするまで多少日数を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。(24時間受付)

相談は無料です。  
秘密は厳守します。

## 相談窓口での支援内容

- ◆ 人権相談窓口での支援
  - 問題解決に役立つ各種制度や、国、県、市町村等の相談機関などを紹介します。
  - ご希望に応じて相談員が関係機関に相談内容を説明したり、相談に同行します。
- ◆ 専門相談員による支援
  - 多様な有識者（法律、福祉、教育等）が専門相談員として公平な立場から助言します。
  - 民事訴訟等をお考えの方には、弁護士による専門相談が受けられます。
- ◆ 関係機関が連携した支援
  - 関係機関が協力して、効果的、総合的な支援を行います。





# 人権トピックス

## 世界人権宣言って何？

世界人権宣言は、1948（昭和23）年、国際連合によって「あらゆる人と国が達成すべき共通の基準」として採択されました。この宣言は、前文と30条の条文から成り立っています。

## ◆世界人権宣言でうたわれていること

**市民的・政治的権利** ……法の下での平等、思想や表現の自由など

**経済的・社会的・文化的権利** ……教育を受ける権利、労働に関する権利、人間らしい生活をする権利など

## 「人権週間」って何？

日本では、世界人権宣言が採択された翌年の1949（昭和24）年に、法務省と全国人権擁護委員連合会が、世界人権宣言の採択を記念し、毎年12月10日を最終日とする1週間（12月4日～12月10日）を「人権週間」と決めました。人権週間には一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうため、全国各地で人権に関する様々なイベント（講演会、映画上映、人権啓発パネルの展示等）が開催されています。

## 「人権デー」って何？

世界人権宣言が採択されてから2年後となる1950（昭和25）年に、国連は12月10日を「人権デー（Human Rights Day）」と決めました。これを受け、毎年、人権デーには、国連加盟国や関係機関を中心に、世界各国で記念行事が行われています。



法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会・公益財団法人人権教育啓発推進センター企画制作啓発冊子「世界人権宣言70周年」から転載

## 令和2年度 人権週間フォーラムの中止について

「人権週間フォーラム」は、毎年、人権週間中に鳥取県人権啓発活動ネットワーク協議会（鳥取県、鳥取地方法務局、鳥取県人権擁護委員連合会、（公社）鳥取県人権文化センター、（社福）鳥取県社会福祉協議会）及び、開催市が主催して、人権週間中に行う人権啓発活動の一環として開催しています。今年は、米子市での開催予定で準備を進めていたところですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施しないこととしました。

なお、来年実施する際には、チラシ、ポスター、ホームページ等でお知らせする予定です。



人権イメージキャラクター「人KENまる君」「人KENあゆみちゃん」

## （表紙写真の紹介）

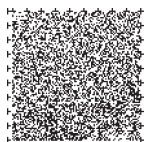
表紙の写真は、9月14日に岩美西小学校で行われた「ポッチャ体験教室」で児童が、白い的球をめがけてボールを投げている様子を撮った1枚です。

体験教室は、今年度からの取組で高齢者や障がい者への向き合い方（疑似体験やマナー）等に関する学習を行い、人と人とのコミュニケーション、相手の立場に立った行動を身につけるなど、様々な人権意識の向上を図ることを目的として実施しています。



## アンケートへのご協力をお願い

今後の本誌作成の参考とさせていただくため、本誌に関する御意見・御感想をお寄せください。なお、ホームページからでもお送りいただけます。 <https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=80265>



発行

## 鳥取県総務部人権局 人権・同和対策課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
TEL:0857-26-7590・7121 FAX:0857-26-8138  
E-mail : jinken@pref.tottori.lg.jp  
HP : <https://www.pref.tottori.lg.jp/jinken/>



QRコードからアクセス